

農村連携促進支援事業取扱要領

第1 趣 旨

農村連携促進支援事業費補助金の交付については、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び農村連携促進支事業費補助金交付要綱によるほか、農村連携促進支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）及び本取扱要領の定めるところとする。

第2 概算払の取扱い

実施要領第6において、概算払請求を必要とする事業については様式第1－1号により交付決定の通知をする。

様式第1-1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

農保第 号

令和 年 月 日

〇〇〇〇様

静岡県知事 氏名 ㊟

補助金の交付決定及び概算払の承認について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度農村連携促進支援事業費補助金の交付について、1のとおり決定します。

なお、概算払については、2のとおり承認します。

1 決定の内容

- (1) 金 額 円
(2) 交付の対象 交付申請に定める事業

2 承認の内容

- (1) 金 額 円
(2) 時 期 令和〇年〇月

3 交付の条件

静岡県補助金等交付規則及び県が定める農村連携促進支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

担 当 経済産業部農地局
農地保全課農村振興班
電話番号 054-221-2713